

# JIS規格 (抜粋)

## JIS T 9251 : 2001 視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列

### 1. 適用範囲

この規格は、視覚障害者誘導用ブロック等(以下、ブロック等という。)<sup>(1)</sup>の突起の形状・寸法及びその配列について規定する。

注(1) 突起断面形状がハーフドーム型のもの。

### 2. 定義

この規格で用いる主な用語の定義は、次による。

- a) **視覚障害者誘導用ブロック等の突起**  
視覚障害者に対して、前方の危険の可能性若しくは歩行方向の変更の必要性を予告すること又は歩行方向を案内することを目的とし、靴底や白杖で触れることにより認知させる点状又は棒状の突起。
- b) **点状突起**  
注意を喚起する位置を示すための突起。突起形状は点状である。
- c) **線状突起**  
移動方向を指示するための突起。突起形状は棒状であり、その長手方向が移動方向を示す。
- d) **並列配列**  
点状突起の配列方法の一つで、最短距離の突起どうしの中心を結ぶ線が、ブロック等の外縁と平行になるように配列されているもの(図1参照)。
- e) **ハーフドーム型**  
線状及び点状の突起(靴底との接触面)が平面になっているもの(図2参照)。

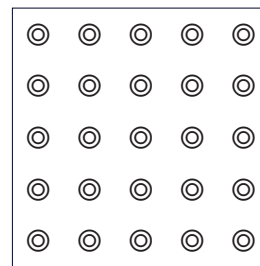


図1 並列配列の例

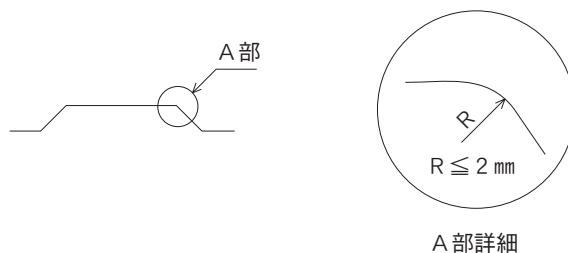
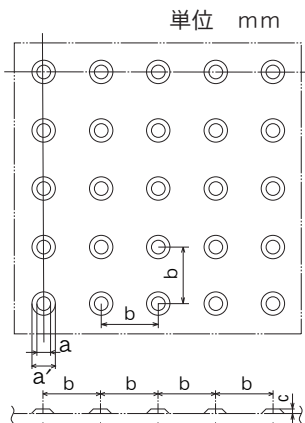


図2 ハーフドーム型の突起断面形状

### 3. 形状・寸法及び配列

#### 3.1 点状突起

点状突起の形状・寸法及びその配列は図3による。点状突起を配列するブロック等の大きさは300mm(目地込み)四方以上で、点状突起の数は25(5×5)点を下限とし、点状突起を配列するブロック等の大きさに応じて増やす。ただし、このブロック等を並べて敷設する場合は、ブロック等の継ぎ目部分における点状突起の中心間距離をb寸法より10mmを超えない範囲で大きくしてもよい。



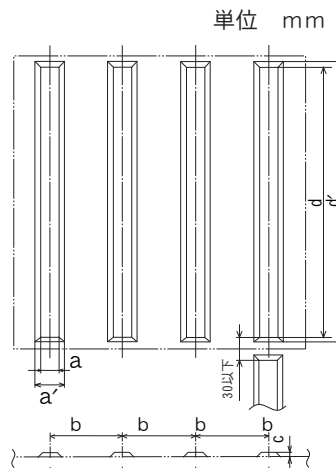
記号	寸法	許容差
a	12	+1.5 0
a'	a + 10	
b	55~60*	
c	5	+1 0

注\* この寸法範囲でブロック等の大きさに応じて一つの寸法を設定する。

図3 点状突起(並列配列)の形状・寸法及びその配列

#### 3.2 線状突起

線状突起の形状・寸法及びその配列は図4による。ただし、線状突起の本数は4本を下限とし、線状突起を配列するブロック等の大きさに応じて増やす。



記号	寸法	許容差
a	17	+1.5 0
a'	a + 10	
b	75	
c	5	+1 0
d	270以上	
d'	d + 10	

備考 ブロック等の継ぎ目部分(突起の長手方向)における突起と突起の上辺部での間隔は、30mm以下とする。

図4 線状突起の形状・寸法及びその配列